

# 指定居宅介護支援事業所の運営規程

## 居宅介護支援事業所 れんと 運営規程

### (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人れんとうが開設する「居宅介護支援事業所れんと」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して指定居宅介護支援を提供する。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護支援事業所 れんと
- ② 所在地 石川県金沢市大額2丁目67番地

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 1名（常勤兼務職員1名、管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

### (指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内、利用者宅及び希望される場所  
使用する課題分析票の種類 ケアマネジメント実践記録様式（日本社会福祉士会方式）
- ② 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ③ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 100円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 200円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第7条 居宅介護支援専門員等は、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係るサービス事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、金沢市、野々市市、白山市 とする。

#### (事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

#### (秘密保持)

第10条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
- ② 虐待を防止するための従業者に対する定期的研修の実施
- ③ 前2号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

### **(業務継続計画の策定に関する事項) B C P**

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### **(感染症対策について)**

- 第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことが出来るものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
  - 2 事業所における感染症予防及びまん延防止のため指針を整備する。(11条を含む)
  - 3 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。(11条を含む)

### **(就業環境の確保)**

第14条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### **(その他運営についての留意事項)**

- 第15条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 2 採用時研修 採用後2週間以内 継続研修 年12回
  - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人れんとと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### **附 則**

この規程は、平成25年5月20日から施行する。

この規程は、第12条、第13条、14条 追記  
令和 5年5月20日から施行する。